

議案第17号	三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について													
企画政策課	市長の附属機関である健康福祉審議会において、平成23年度からの計画審議についての新たな審議体制を整えるため、委員定数を変更すること及び教育振興基本計画策定に関する事項について調査審議するため、教育委員会に新たな附属機関を設けるに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。													
<p>【改正趣旨】</p> <p>①健康福祉審議会 平成23年度に高齢者保健福祉・介護保険事業計画、障害者福祉基本計画・障害福祉計画を策定するに当たり、新たな審議体制を整えるため、委員定数を変更するもの。</p> <p>②三田市教育振興基本計画検討委員会 本市の教育の目指すべき姿や、課題分野別に取り組むべき中期事業計画の策定を目的とした「三田市教育振興基本計画（仮称）」を策定するため、当該委員会を新たに設けようとするもの。</p> <p>【関係法令】</p> <p>地方自治法第138条の4第3項（附属機関の設置） 地方自治法第202条の3第1項（附属機関の職務権限、組織等）</p> <p>【改正内容】</p> <p>第2条の表の改正</p> <p>①健康福祉審議会 委員定数を<u>30人から50人</u>に変更</p> <p>②三田市教育振興基本計画検討委員会（追加）</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="150 1032 402 1077">附属機関の名称</th> <th data-bbox="406 1032 671 1077">担当事務</th> <th data-bbox="676 1032 852 1077">委員定数</th> <th data-bbox="857 1032 1262 1077">委員の構成</th> <th data-bbox="1267 1032 1453 1077">任期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="150 1084 402 1317">三田市教育振興基本計画検討委員会</td> <td data-bbox="406 1084 671 1317">市の教育振興基本計画の策定に関する事項についての調査審議</td> <td data-bbox="676 1084 852 1317">12人以内</td> <td data-bbox="857 1084 1262 1317">(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) 三田市教育委員会（以下この部において「委員会」という。）が必要と認める者</td> <td data-bbox="1267 1084 1453 1317">諮問に係る審議が終了するまで</td> </tr> </tbody> </table>	附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期	三田市教育振興基本計画検討委員会	市の教育振興基本計画の策定に関する事項についての調査審議	12人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) 三田市教育委員会（以下この部において「委員会」という。）が必要と認める者	諮問に係る審議が終了するまで				
附属機関の名称	担当事務	委員定数	委員の構成	任期										
三田市教育振興基本計画検討委員会	市の教育振興基本計画の策定に関する事項についての調査審議	12人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) 三田市教育委員会（以下この部において「委員会」という。）が必要と認める者	諮問に係る審議が終了するまで										
<p>【施行期日】 平成23年4月1日</p> <p>【予算措置】 委員報酬を平成23年度予算要求済</p> <p>【その他】 三田市教育振興基本計画検討委員会の設置に伴い、同委員会規則を制定する。</p> <p>【議案年度】 平成23年度議案：本会議5日目議決</p>														